

# 令和7年度道立病院職員採用選考募集要項（精神保健福祉士）

北海道では、道立病院に勤務する精神保健福祉士を次により募集します。

## 1 受験資格

既に精神保健福祉士の資格を有している方で、採用予定日現在で61歳未満の方

ただし、次の方は受験できません。

○地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

## 2 採用予定箇所及び採用予定数

| 職 種     | 採用予定箇所                 | 採用予定数 |
|---------|------------------------|-------|
| 精神保健福祉士 | 緑ヶ丘病院（河東郡音更町緑が丘1）      | 1名    |
|         | 向陽ヶ丘病院（網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号） | 1名    |

\*採用予定箇所及び採用予定数は、欠員等の状況により変更となる場合があります。

## 3 募集期間

通年募集（採用者が決定次第、募集を終了する可能性があります）

## 4 採用試験の日時及び会場

- （1）日時  
応募書類到着後、個別に調整します。
- （2）会場  
北海道庁（札幌市）及び道立緑ヶ丘病院、道立向陽ヶ丘病院

## 5 試験内容

| 試験区分 | 内 容                                      |
|------|------------------------------------------|
| 作文試験 | 職務に関する課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験（90分） |
| 面接試験 | 個別面接による人物及び職務に関連する知識についての口述試験            |

## 6 応募手続

- （1）応募方法  
必要書類を道立病院局あてに提出（郵送可）してください。なお、封筒の表に、「令和7年度精神保健福祉士採用試験応募書類」と朱書きしてください。
- （2）必要書類  
ア 道立病院職員採用選考申込書（自筆・写真貼付）  
イ 既に資格を有している方は精神保健福祉士免許の写し（裏面にも記載がある場合は両面）、資格を取得する見込みの方は卒業（見込）証明書
- （3）申込先  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道道立病院局 総務課人材確保対策室
- （4）その他  
ア 本選考の実施にあたっては、受験票の発行はしておりませんのでご留意願います。  
なお、試験当日は事前に郵送する「試験案内」を確認の上、集合時間までに会場へお越し下さい。

- イ 受験申込後に、本選考を受験しないこととした場合は、その旨を道立病院局に連絡してください。
- ウ 申込書に不備がある場合は受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。
- エ 同一年度内に2回目以降の受験及び次年度の応募には、再度応募手続きが必要となります。

## 7 合格発表

合否結果については、採用試験後2週間以内（予定）に受験者全員に郵送により通知します。

## 8 合格者の採用

- (1) 採用予定日は合格決定時に通知します。  
 ＊原則、合格通知後の翌々月の採用となります。
- (2) 合格者が採用日を指定することはできません。

## 9 給 与

「北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」等に基づき支給します(令和7年4月1日現在)。

| 精神保健福祉士(遷:大) | 給料月額（年額）              | ※ 年額は、給料の他、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当を含んだ金額(概算)です。             |
|--------------|-----------------------|-----------------------------------------------------|
| 1年目          | 220,000円（約3,391,700円） | ※ 左記の他、通勤手当や住居手当、扶養手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。     |
| 5年目          | 242,000円（約4,114,400円） | ※ 初任給は、採用前の学歴や経歴等を考慮のうえ決定されることから、左記例示の額と異なることがあります。 |
| 10年目         | 277,400円（約4,728,880円） | 期末・勤勉手当は、勤務成績に応じて支給割合が変更となります。                      |
| 20年目         | 354,300円（約6,050,340円） |                                                     |

## 10 勤務条件等

- (1) 勤務時間・休日等

|          |                                                                                                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 勤務時間（原則） | 月曜日から金曜日 8時45分～17時30分(昼休み：正午～午後1時)<br>※配置先によって、勤務時間が異なる場合があります。                                                       |
| 休日（原則）   | 土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）                                                                                            |
| 休暇       | 年次有給休暇：1年に20日（採用年は月割計算）。20日を限度に翌年繰越<br>特別休暇（夏季休暇）：5日（4月から3月までの間）<br>結婚休暇：7日<br>その他、病気休暇、忌引休暇、ボランティア休暇等の休暇制度があります。     |
| 職員住宅     | 世帯用の職員住宅のほか、各(総合)振興局所在地には独身寮があります。                                                                                    |
| 健康管理     | 職員が心身ともに健康で元気に働くことができるように、年1回定期健康診断を行うほか、医師や保健師による保健指導・健康相談などを実施しています。                                                |
| 共済制度等    | 共済組合では、職員や家族が病気、ケガ、出産、死亡又は休業したときの医療費等の給付や、生活を支援するための貸付を行っているほか、退職後の年金を支給しています。また、互助会では、医療見舞金の支給や、グループ保険の取扱いなどを行っています。 |

- (2) 仕事と家庭の両立支援制度

出産を控えた職員や育児を行う職員が安心して働くことができるよう、仕事と家庭の両立を支援する休暇・休業などの各種制度が整っています。（主なものは以下のとおりです）

|         |                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------|
| 産前休暇    | 出産予定日の前日から起算して8週間前から出産日まで取得可能                                 |
| 産後休暇    | 出産日の翌日から8週間を経過する日までの間に取得可能                                    |
| 育児休業    | 子どもが3歳になるまでの間、子育てに専念する（一定期間勤務しない）ことができる制度                     |
| 育児休暇    | 子どもが2歳になるまでの間、子育てのため（主に子どもの保育施設への送り迎えなど）に取得可能（1日当たり合計2時間以内）   |
| 育児短時間勤務 | 小学校入学前の子どもの子育てをするために、希望する日・時間帯で勤務できる制度（あらかじめ定められた勤務形態から職員が選択） |

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 子育て部分休暇 | 中学校入学前(障がいのある子は18歳まで) の子どもの子育てをするために取得できる制度<br>(勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日合計2時間以内)     |
| 子の看護休暇  | 中学校までの子どもの通院付き添いや看病などをするために取得可能(子ども1人につき年5日以内、最大15日以内) ただし、中学生の場合は医師の指示がある場合に限る |
| 早出遅出勤務  | 小学校入学前の子どもの保育園への送り迎えや、学童保育施設等に託児している小学生の子どもの送迎のために、始業又は就業時刻を繰上げ又は繰下げできる制度       |
| 育児参加休暇  | 配偶者が出産する場合で、生まれてくる子どもや、小学校入学前の子どもの養育のために取得可能(出産前後8週間の間で5日以内)                    |

**【この選考についてのお問い合わせ・応募先】**

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西7丁目  
 北海道道立病院局総務課人材確保対策室  
 TEL 011-204-5233 (直通)  
 011-231-4111 (内線 25-858)